

ささえあい医療人権センターCOML（コムル）役員報酬規程

（総則）

第1条 この規程は特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML（コムル）（以下、「本法人」という）の定款第19条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償等に関して基本事項を定める。

（報酬）

第2条 本法人の役員には定款第19条第1項及び第32条に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当面の間、役員に対して報酬は支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（給与）

第4条 本法人の職員の給与は、別に定める給与規程に基づき支給する。ただし、理事長に対する給与については、理事会の決議を経て決定するものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

（補足）

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規定は2016年4月17日から施行する。

役員給与規程

認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML（以下「COML」という。）の役員の内、労働の対価としての給与を支払う場合に関して定めたものである。

第2章 給 与

(給与の支払形態)

第2条 給与は、月給制とし、モデル給与に準じて月額を定める。毎年、役員報酬検討委員会で検討し、その結果を理事会に諮って決定する。

(給与支払日)

第3条 給与支払日は、毎月25日とする。但し、支給日が休日の場合土・日・祝日にあたる場合は、その前日以前の平日に繰り上げて支給する。

(給与計算期間)

第4条 給与計算期間は、前月21日から当月20日までとする。

(給与の支払方法及び控除)

第5条 給与は、通貨で直接役員にその全額を支払う。但し役員の申し出により支給手取額を職員指定の金融機関に振り込むことができる。

2 次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 社会保険料、雇用保険料
- (2) 源泉所得税、住民税
- (3) 職員代表との書面協定により、給与から控除することとしたもの
- (4) その他、特別に給与から控除することを法人として決定し、職員との間において合意を得ているもの

第3章 退 職 金

(退職金)

第6条 COMLは、当法人で労働の対価として給与を支給されている理事が退職するときは退職金を支給する。

(計算方法)

第7条 支給額は、「(最終月額基本報酬額×就任年数×支給係数) + 特別加算金」として計算する。支給係数は1とする。

- 2 特別加算金として、理事長職を務めた者に対して、その在任中に著しい功労があった場合、その労に対し特別加算金を支給する。その金額は、本人を除くその他の理事全員で協議決定する。本加算額は最終月額報酬額×就任年数×支給係数により計算された金額の20%を越える事はできない。

(退職金の運営管理)

第8条 毎年の発生額を損金に計上して、退職給与引当金として負債欄に表示する。本退職給与引当金に相当する預金を流動資産から固定資産に移し、退職給与引当特定資産として計上する。

付 則

- 1 この規程は、2016年4月17日から施行する。
- 2 この改正規程は、2022年6月1日から施行する。

給 与 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

この規程は、就業規則第 37 条に基づき、職員の給与、賞与及び退職金の支払いに関して定めたものである。

第 2 章 給 与

第 1 節 給与の支払基準

第 2 条 (給与の支払形態)

給与は、月給制とする。

2、前項の規程にかかわらず、職員が、次の各号の一に該当するときは、給与を支給しない。

- (1) 無断欠勤の場合
- (2) 職場離脱の場合
- (3) 産前産後休暇により休業する場合
- (4) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する場合
- (5) 休業中の場合
- (6) 育児時間を取得する場合
- (7) 育児休業の場合
- (8) 介護休業の場合
- (9) 第 4 号以外で、休業補償を受けられる場合

第 3 条 (給与支払日)

給与支払日は、毎月 25 日とする。但し、支給日が休日の土・日・祝日にあたる場合は、その前日以前の平日に繰り上げて支給する。

第 4 条 (給与計算期間)

給与計算期間は、前月 21 日から当月 20 日までとする。

第5条（給与の支払方法）

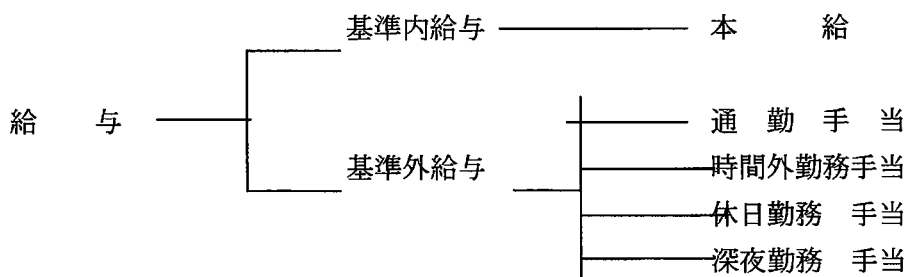
給与は、通貨で、直接職員に、その全額を支払う。但し職員の申出により支給手取額を職員指定の金融機関に振り込むことができる。

2、前項の規程にかかわらず、次に掲げるものは給与支払い時に控除する。但し第2号以下に掲げるものについては、COMLと職員との協定書面に基づいて行なうものとする。

- (1) 所得税、社会保険料のように法令に基づき職員が支払うべきもの
- (2) その他、本項ただし書の協定により定めたもの

第2節 給与と構成

第5条（給与の構成）



第6条（本給）

本給は、年齢、職務遂行能力及び勤務成績に応じて、支給する。

第7条（通勤手当）

通勤手当は、居住地から勤務地までの経路のうち、最も合理的かつ経済的な公共交通機関による通勤定期代を上限に、実費を支給する。

第8条（時間外勤務手当及び休日勤務手当）

所定時間外又は所定休日に勤務した場合は、就業1時間につき、時間当たり基準内給与の2割5分増の時間外勤務手当又は休日勤務手当（休日が法定休日に相当する場合は3割5分増の法定休日勤務手当）を支給する。

第9条（深夜勤務手当）

深夜に勤務した場合は、就業1時間につき、時間当たり基準内賃金の2割5分の深夜勤務手当を支給する。

第3節 昇 給

第10条（定期昇給）

定期昇給は、毎年4月分給与にて行なう。

第11条（人事考課）

前条の本給の昇給を公正に行なうため、人事考課を所定の方式に従って行う。

第3章 賞 与

第12条（賞与）

COMLは業績を勘案して賞与を支給することがある。

第4章 退 職 金

第13条（退職金）

COMLは勤務11か月以上の職員が退職し、又は解雇されたときは、退職金を支給する。

第14条（退職金の運営管理）

COMLの退職金は、勤労者退職金共済機構に掛金を預託することにより運営管理する。

第15条（退職金の支給基準）

退職金は一時金とし、次の算式により計算するものとする。

退職金＝ 掛金×納付期間

付 則

- 1、この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2、第8条（時間外勤務手当及び休日勤務手当）と第9条（深夜勤務手当）の規程は、管理職についてこれを適用しない。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療 人権センターCOML（コムル）	事業年度	令和3年4月1日～令和4年 3月31日
-----	---------------------------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	1,695,000 円
賛助会員受取会費	4,658,000 円
特別会員受取会費	280,000 円
受取寄附金	7,520,732 円
受取補助金	0 円
会報誌発行・講師派遣等の普及啓発活動	8,177,895 円
電話・手紙・FAX・メール等による医療に関する相談	0 円
研修会・フォーラム・シンポジウム等の開催	1,676,500 円
SP（模擬患者）の活動	3,614,042 円
病院探検隊の実施	0 円
弁護士等の依頼による調査協力	480,150 円
委員派遣等の政策提言活動	4,310,600 円
受取利息	712 円
雑収入	5,035 円
合 計	32,418,666 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		3,616,704 円	寄付、会費
		2,919,400 円	講演料、研究協力謝金、会費
		745,860 円	講演料・旅費交通費
		708,740 円	模擬患者派遣料・旅費交通費
		655,737 円	事務所移転に伴う敷金返還

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		8,537,160 円	給与・通勤手当・出張手当
		3,593,480 円	印刷製本
			給与・賞与・通勤手当
		2,537,500 円	事務所移転作業・内装工事
		2,024,484 円	社会保険料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		勉強会参加費受取	R3.4.1 ～ R4.3.31	1回 1,500円	「患者塾」
		勉強会参加費受取	R3.6.26	1,500円	「患者塾」
		勉強会参加費受取	R3.6.26, R3.7.17	3,000円 (1,500円×2回)	「患者塾」
		講座参加費受取	R3.4.1 ～ R4.3.31	1回 3,500円 もしくは 5回 15,000円	「医療をささえる市民養成講座」
		講座参加費受取	R3.12.5 ～ R4.3.13	35,000円 (全7回)	「医療関係会議の一般委員養成講座」
		電話相談謝金支払	R3.4.1 ～ R4.3.31	半日 1,500円	
		模擬患者派遣料支払	R3.4.1 ～ R4.3.31	半日 5,000円	
		学会、授業、研修等での講演料受取	R3.4.1 ～ R4.3.31	講演先による	
		模擬患者の派遣料受取	R3.4.1 ～ R4.3.31	派遣1人につき15,000円	請求書による
		会報誌デザイン・データ制作費、ホームページ更新費支払	R3.4.1 ～ R4.3.31	480,000円	請求書による 月額 40,000円
		会報誌原稿料支払	R3.4.1 ～ R4.3.31	211,598円	
		講演謝金支払	R4.1.22 R4.1.30	100,000円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
[Redacted Name]	1,000,000 円	R4.1.12
	1,000,000 円	R4.1.13
	1,000,000 円	R4.1.14
	61,0704 円	R4.1.17
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	令和3年4月1日～令和4年3月31日	7,344,000円
			給与	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
			給与	令和3年9月1日～令和4年3月31日	
			給与	令和3年4月1日～令和4年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
4人	2,699,455円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML (コムル)	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	令和3年4月1日～令和4年3月31日	11人	0人	0%	0人	0%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

古府 伸也		理事		○							平成18年6月 1日就任
宮本 恒彦		理事		○							平成18年6月 1日就任
脇阪 明美		理事		○							平成24年6月 1日就任
松本 藤一		監事		○							平成14年6月 1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML (コムル)		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (ASaaS) 使用	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (ASaaS) 使用	随時	7年
貸金台帳	会計ソフト (ASaaS) 使用	月1回	7年
棚卸資産台帳	エクセル使用	月1回	7年
固定資産台帳	会計ソフト (ASaaS) 使用	年1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML (コムル)						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML（コムル）	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML (コムル)
-----	------------------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄						
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>				事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日				

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML(コムル)	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ